

【居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所関係 目次】

1. 運営指導（旧実地指導）及び指定更新について.....	4
(1) 運営指導について	
①令和4年度の実施状況及び主な指摘事項	
②運営指導の方法	
③令和5年度の実施方針（予定）	
(2) 指定更新について	
①令和5年度の対象事業所数	
②指定更新事務に係る標準的なスケジュール	
2. 各種申請、届出及び手続きについて.....	5
(1) 居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書の様式の変更について	
(2) 要介護（要支援）認定資料開示請求における様式及び取扱いの変更について	
(3) 指定（更新）申請書及び変更届出書等に係る様式の市ホームページ掲載場所及び提出について	
3. 指定居宅介護支援の介護報酬について.....	8
(1) 退院・退所加算について	
4. ケアプランデータ連携システムについて.....	10
5. 居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン届出について.....	11
6. その他.....	13
(1) 居宅介護支援事業所の公正中立性の確保について	
～居宅介護支援提供開始の際の利用者への文書の交付、説明、署名を得ること～	
(2) 令和3年度改正における経過措置及び令和6年度から義務化される事項等について	
①居宅介護支援事業所の管理者要件の見直し	
②管理者要件の適用猶予	
③業務継続計画（BCP）の策定	
④高齢者虐待防止に係る体制整備	
⑤介護現場におけるハラスメント対策の推進	
⑥令和6年4月1日から義務化される事項について	
⑦介護サービス情報の公表	
(3) 第6表：サービス利用票（兼居宅サービス計画）の「利用者確認」について	
(4) 福祉用具・住宅改修について	
①特定福祉用具購入	
②住宅改修	
③栃木市介護保険住宅改修支援事業に係る理由書作成支援費支給制度	

7. 関連資料一覧 18

8. 関連様式一覧 18

お願い

1. 本資料は、令和5年3月10日（金）時点までに入った国からの情報（令和4年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料を含む。）等に基づき作成しておりますことをご承知おきください。

参考：令和4年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料
(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24316.html)

2. 本資料と併せて、栃木県指導監査課が開催する集団説明会の資料もご確認いただきますようお願いいたします。

参考：栃木県ホームページ 介護サービス事業者集団指導
(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e11/koureisyuudanshidou.html>)

1. 運営指導（旧実地指導）及び指定更新について

(1) 運営指導について

①令和4年度の実施状況及び主な指摘事項

本年度の実施状況

- ・R5.3.1現在の市内居宅介護支援事業所数…51事業所
- ・運営指導実施事業所…8事業所

※新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、事業所内での確認等が困難であるため事前提出書類に基づき指導を行った事業所を含む。

主な指摘事項

種類	主な内容
口頭指摘	<ul style="list-style-type: none">・運営規程、重要事項説明書記載内容の実態との相違・運営規程、重要事項説明書の表記の修正（従業員の員数、実施区域、廃止加算が掲載されたまま、苦情相談窓口の行政機関の課名等）・提出すべき書類の未提出（特定事業所集中減算に係る届出書、変更届出書）・運営基準減算に係る前6か月における特定事業所集中減算の上位3位までの事業所の記載が不十分・事業所ホームページ掲載内容と実態が不一致（営業日）・各種加算の算定要件の誤り（退院退所加算のカンファレンス要件等）
その他	<ul style="list-style-type: none">・居宅介護支援の提供の開始に際し、事業所の公正中立性の確保の観点から予め利用者に文書を交付して説明を行い、署名を得ることについての重要事項説明書への記載が不十分

②運営指導の方法

- ・事業所側の指定基準や介護報酬の基準に関する理解を深め、法令等への適合性について事業所による自己点検を励行した上で、運営指導を実施する。
- ・運営指導は、指導対象事業者より事前に資料提出を求めて確認の上、当該事業所に赴き、関係法令等に基づき、関係書類等を閲覧し、面談方式で実施
- ・新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、面談方式ではなく、市役所内の会議室等にて関係書類の確認、ヒアリングを行う方法も検討
- ・各種加算を算定している場合、算定要件に必要なとなる挙証資料を重点的に確認

③令和5年度の実施方針（予定）

- ・指定有効期間内に運営指導を行っていない事業所
- ・R5.10.1～R6.9.30の間に指定有効期間が満了となる事業所を中心に実施
- ・新規指定から1年以上経過し、かつ新規指定から運営指導を行っていない事業所
- ・その他の事情により運営指導が必要と認められる事業所

(2) 指定更新について

①令和5年度の対象事業所数

- ・R5.4.1～R6.3.31の間に指定有効期間が満了となる事業所…8事業所（約16%）

②指定更新事務に係る標準的なスケジュール

日程	事務内容
n - 3月中旬頃	更新申請受付通知の発送（市→事業所）
n - 2月下旬まで	更新申請書類の提出（事業所→市）
n - 1月下旬まで	指定通知の発送（市→事業所）
n月1日	指定更新期間開始

2. 各種申請、届出及び手続きについて

(1) 居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書の様式の変更について

居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書について、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、性別の記載を要しない様式等へ、令和5年4月1日から一部改正する。

【様式1-1】：別記様式第35号（第23条関係）〔居宅介護支援事業所用〕

【様式1-2】：別記様式第35号の2（第23条関係）〔（看護）小規模多機能型居宅介護事業所用〕

☆改正後の様式について、後日、市ホームページに掲載するので確認いただき、令和5年4月1日以降は改正後の様式により提出いただきたい。

なお、改正直後に被保険者から旧様式にて届出があった場合を妨げるものではない。

【市ホームページ掲載場所】

トップページ > 組織でさがす > 高齢介護課 > 介護保険関係等申請様式: No.19

《対象ページのURL》

<https://www.city.tochigi.lg.jp/soshiki/28/460.html>

(2) 要介護（要支援）認定資料開示請求における様式及び取扱いの変更について

栃木市介護保険規則の一部改正に伴い、要介護（要支援）認定資料の請求について、開示請求から提供請求へ、令和5年4月1日から一部改正する。

【様式1-3】：別記様式第1号 要介護（要支援）認定資料提供請求書（介護支援専門員用）

☆改正後の様式について、後日、市ホームページに掲載するので確認いただき、令和5年4月1日以降は改正後の様式により提出いただきたい。

なお、改正直後に被保険者本人等から旧様式にて、市が介護認定情報を居宅介護支援事業者へ提供することについて同意を受けた場合を妨げるものではない。

【市ホームページ掲載場所】

トップページ > 組織でさがす > 高齢介護課 > 介護保険関係等申請様式: No. 2

《対象ページの URL》

<https://www.city.tochigi.lg.jp/soshiki/28/460.html>

①認定情報を提供する資料

認定情報、主治医意見書、調査員作成の現況調査票（概要調査、特記事項）

※認定情報の提供は認定審査会後

②受付方法

審査会日が決定、及び終了している認定資料提供の請求は、電話又は高齢介護課窓口で受付する。

③資料交付日

・審査会前の電話予約、窓口受付の場合は、審査会日の翌日*の午後1時から

・審査会後の電話予約、窓口受付の場合は、予約日の翌日*の午後1時から

※翌日が休日の場合は、休日明け

④交付の際に持参するもの

【変更前】別記様式第60号（第29条関係）：要介護（要支援）認定資料開示請求書

【変更後】別記様式第1号：要介護（要支援）認定資料提供請求書

⑤認定情報提供に伴う費用

【変更後】無料

⑥適用年月日

令和5年4月3日（月）受付分より適用

(3) 指定（更新）申請書及び変更届出書等に係る様式の市ホームページ掲載場所及び提出について

【市ホームページ掲載場所】

トップページ > 分類でさがす > 事業者の方へ > 産業振興 >

福祉・健康・介護 > 居宅介護支援事業所の指定・各種届出

《対象ページの URL》

<https://www.city.tochigi.lg.jp/soshiki/28/555.html>

■新規指定・更新申請に係る提出書類

【新規指定】

・新規指定は、毎月1日付けで行う。

・新規指定の書類提出期限は、開設日の前々月の末日

(例) 7月1日開設の場合は、5月31日が提出期限

※事前に電話連絡等の上、ご相談ください。

【更新申請】

- ・更新指定の書類提出期限は、有効期間終了日の前月末日
- ・提出期限の2か月前を目安に更新申請書類提出の依頼を通知する。

■給付費・加算に係る提出書類

- ・届出に係る加算等（算定される単位数が増えるものに限る）は、毎月15日以前に届出された場合は翌月から、16日以降に届出された場合は翌々月から算定開始となる。

■変更・廃止（休止）・再開に係る提出書類

【変更届出書】

- ・事業所の名称、所在地、運営規定、介護支援専門員の異動等の厚生労働省令で定める事項に変更がある場合は、「変更届への標準添付書類一覧」を参照の上、変更日から10日以内に「変更届出書」及び添付書類を提出すること。

※介護支援専門員の異動の場合は「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式1）」を添付すること。

【廃止・休止届出書】

- ・指定を受けた事業を休止又は廃止する場合は、休止又は廃止する日の1月前までに「廃止・休止届出書」を提出すること。

※休止又は廃止する可能性がある場合は、必ず事前にご相談ください。

【再開届出書】

- ・休止した事業を再開する場合は、指定基準（人員・運営基準）を満たしていることを確認の上、10日以内に「再開届出書」及び「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式1）」に挙証資料を添付の上、提出してください。

※再開予定の場合は、予め指定基準（人員・運営基準）を満たすことの確認を行うため、事前にご相談ください。

■特定事業所集中減算届出書

- ・全ての居宅介護支援事業所は、毎年度2回、居宅介護支援計画に位置付けられた「訪問介護サービス等」に係る紹介率最高法人の名称等について記載した書類を作成し、算定結果が80%を超えた場合はその算出書類を市に提出することが義務付けられている。
- ・80%を超えなかった場合についても、書類を作成の上、各事業所において5年間保存する必要がある。

【提出期限】

○前期分（3月1日から8月末日）：9月15日

○後期分（9月1日から2月末日）：3月15日

3. 指定居宅介護支援の介護報酬について

(1) 退院・退所加算について

【概要】

退院・退所に当たって、病院等の職員と面談^{*}し、利用者に関する必要な情報を得た上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に入院・入所期間中につき1回を限度に算定可能。サービス利用開始月に所定単位を算定する。

※面談について、令和3年度報酬改定から利用者又は家族が参加し、同意を得ることができた場合に限り、テレビ電話装置等を活用して行うことができることが明記された。

【退院・退所加算】

(I) イ	病院等の職員からの情報収集を <u>カンファレンス以外の方法</u> により、 <u>1回</u> 行っている場合	450単位
(I) ロ	病院等の職員からの情報収集を <u>カンファレンス</u> により、 <u>1回</u> 行っている場合	600単位
(II) イ	病院等の職員からの情報収集を <u>カンファレンス以外の方法</u> により、 <u>2回以上</u> 行っている場合	600単位
(II) ロ	病院等の職員からの情報収集を <u>2回以上</u> 行っている場合で、 <u>うち1回以上はカンファレンスによる場合</u>	750単位
(III)	病院等の職員からの情報収集を <u>3回以上</u> 行っている場合で、 <u>うち1回以上はカンファレンスによる場合</u>	900単位

【留意点】

- 1 入院中又は入所期間中につき1回を限度として、所定単位数を加算すること。
- 2 退院・退所日が属する日の翌月末までにサービス提供がない場合は、算定できない。
- 3 初回加算を算定する場合は、算定できない。
- 4 同一日に必要な情報の提供を複数回受けた場合又はカンファレンスに参加した場合でも、1回として算定すること。
- 5 原則として、退院・退所前に利用者に関する必要な情報を得ることが望ましいが、退院後7日以内に情報を得た場合には算定することとする。
- 6 カンファレンスに参加した場合は、別途定める様式ではなく、カンファレンスの日時、開催場所、出席者、内容の要約等について居宅サービス計画等に記録し、利用者又は家族に提供した文書の写しを添付すること。

【カンファレンス要件】

①病院又は診療所

※退院時共同指導料2の注3の要件を満たすもの。

※「入院機関側から少なくとも1名以上」及び「在宅側の3主体から各1名以上」、つまり「4主体、実人数4名以上」によるカンファレンス参加が必要。

【入院機関側】

入院中の医療機関の医師又は看護師等（＝保健師、准看護師等）

+

【在宅側】

※以下から3者以上（少なくとも3つの主体から実人数3名以上）

注：同一職種が2者以上参加の場合は、1者と数える。

- 在宅療養担当医療機関の医師又は看護師
- 歯科医師若しくはその指示を受けた歯科衛生士
- 保険薬局の保険薬剤師
- 訪問看護ステーションの看護師等（※准看護師を除く）、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士
- 居宅介護支援事業所の介護支援専門員
- 相談支援専門員（障害者総合支援法）
- 福祉用具の貸与が見込まれる場合は、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等

【留意点】

- 1 訪問看護ステーションの看護師等とあるが、「理学療法士」、「作業療法士」、「言語聴覚士」の配置がある介護保険上の事業所の内、訪問看護ステーション以外は、退院時共同指導料2の注3の共同指導を行う主体として認められていない。

（例）通所介護事業所、通所リハビリ事業所等は、在宅側の主体に該当しない。

②地域密着型介護老人福祉施設

③介護老人福祉施設

※②～③：入所者への援助及び居宅介護支援事業者への情報提供を行うにあたり実施された場合の会議

④介護老人保健施設

⑤介護医療院

※④～⑤：入所者への指導及び居宅介護支援事業者への情報提供を行うにあたり実施された場合の会議

⑥介護療養型医療施設（令和5年度末までに限る）

※⑥：患者に対する指導及び居宅介護支援事業者への情報提供を行うにあたり実施された場合の会議

※②～⑥：従業者、入所者又はその家族が参加するものに限る。

※退所施設の参加者としては、当該施設に配置される介護支援専門員や生活相談員、支援相談員等、利用者の心身の状況や置かれている環境等について把握した上で、居宅介護支援事業所の介護支援専門員に必要な情報提供等を行うことができる者を想定している。

4. ケアプランデータ連携システムについて

〔引用：全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料 令和5年3月（高齢支援課）〕

〔P.96～97、102〕

ケアプランデータ連携システムについては、介護現場の業務効率化や職員の負担軽減を推進するツールとして、厚生労働省もその利用促進に向けた取組を進めているところである。

本システムについては、居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所の間で毎月やり取りされるケアプラン（第1表、2表、6表、7表）について、項目やデータ形式等を標準化・共通化するため、厚生労働省老健局高齢者支援課長通知により発出した「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」に準じて出力される CSV ファイルをやり取りするものである。

国保中央会からは、本システムについては、令和5年4月1日から申込、4月14日より利用に必要なクライアントソフトの提供を開始し、4月20日より本格運用を開始すると聞いている。

本システムに関する詳細な情報は、国保中央会ホームページにおいて掲載している。

〈ケアプランデータ連携システム（国民健康保険団体中央会 URL）〉

<http://www.kokuho.or.jp/system/care/careplan/>

◆データ連携で、作業時間の削減やコスト削減が期待できます。

サービス提供票や居宅サービス計画書など、手書き・印刷し、FAXや郵送などでやり取りしていた書類をシステム上でデータの送受信ができるようになり、業務負担軽減が期待できます。

【必要な環境】や【利用料金】等の詳細については、厚生労働省の「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料 令和5年3月（高齢支援課）」を参照されたい。

5. 居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン届出について

■概要

令和3年10月1日から、利用者の意向や状態に合った訪問介護の提供につなげることのできるケアプランの作成に資するため、区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出し、検証することとされました。

厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第336号）に該当し、市から求めがあった場合は、次のとおり届出をお願いいたします。

■届出対象

令和3年10月1日以降に作成又は変更されたケアプランの内、次のいずれにも該当する居宅介護支援事業所

1. 事業所全利用者の区分支給限度基準額の総額に対して、サービス費の利用割合が7割以上
2. 「1」の内、訪問介護がサービス費の総額に占める割合が6割以上

■提出書類

届出が必要な場合は、栃木市から事業所へ個別にご連絡いたします。

その際は以下の書類をご提出ください。※「1」以外はすべて写しを提出

1. 居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプランの届出書（兼理由書）
2. 利用者基本情報（フェイスシート）
3. アセスメントシート
4. 居宅サービス計画（第1表～第7表）
5. 訪問介護計画書（訪問介護事業所から提供を受けたもの）

■提出先

〒328-8686 栃木市万町9番25号 TEL0282-21-2251・2252（郵送又は窓口提出）

栃木市役所 保健福祉部 高齢介護課 介護保険係

■提出後の対応

- ・市が提出されたケアプランについて内容の検証を行います。
- ・市から検証結果通知を事業所へ送付しますので、ケアプランの見直しが必要とされた場合には、検証対象のケアプランについて再検討するとともに、その他の類似ケアプランについても再検討を実施し、必要に応じケアプランの変更を行ってください。
- ・再検討結果を、ケアプラン変更の有無に関わらず、市に報告してください。
別紙「ケアプランの再検討結果について（報告）」による。

- ・再検討結果報告書の添付書類については、次のとおりです。
 - ◎居宅サービス計画の変更有：変更後の居宅サービス計画書（第1表～第7表）の写し
 - ◎居宅サービス計画の変更無：再検討の内容が確認できる書類（サービス担当者会議の要点「第4表」、居宅介護支援経過「第5表」等）

■その他

- ・利用者が様々な事情を抱えている場合もあることから、届出の基準に該当することをもってサービスの利用制限を行うものではありません。
- ・すでに「訪問介護（生活援助中心型）の利用回数が基準回数以上となるケアプラン検証」の対象となっている場合は、「居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプランの届出書（兼理由書）」の提出は対象外となります。この場合、「訪問介護（生活援助中心型）の利用回数が基準回数以上となるケアプラン」の届出は必要となります。

※訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出

【提出先】

令和4年度以降：高齢介護課介護保険係へ変更となっています。（郵送又は窓口提出）

（各地域包括支援センター経由での提出可）

■関連資料

○介護保険最新情報 vol. 1006（令和3年9月14日）

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第十三条第十八号の三に規定する厚生労働大臣が定める基準」の告示及び適用について（通知）

○介護保険最新情報 vol. 1009（令和3年9月22日）

居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証等について（周知）

【届出書、再検討結果報告書、介護保険最新情報の掲載先】

【市ホームページ掲載場所】

トップページ > 組織でさがす > 高齢介護課 > 介護保険関係等申請様式：No.25

《対象ページのURL》

<https://www.city.tochigi.lg.jp/soshiki/28/460.html>

6. その他

(1) 居宅介護支援事業所の公正中立性の確保について

居宅介護支援提供開始の際の利用者への文書の交付、説明、署名を得ること

～こんなことはありませんか？～

- 利用者への公正な情報提供が不十分である。
- 重要事項説明書等に、利用者は複数の事業者の紹介を求めることができること等を記載していない。



- 居宅介護支援事業者は、利用者自身による自由なサービス選択の幅を広げるため、当該利用者が居住する地域の指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとし、情報提供等の資料や手段等を整備しておくこと。
- 居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対し次の3点について文書を交付して説明を行い、署名を得ること。(行っていない場合は、運営基準減算に該当)

①利用者は、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること

②利用者は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること

③前6月間に作成した居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護及び福祉用具貸与(以下、訪問介護等という。)の各サービスの利用割合及び前6月間に作成した居宅サービス計画における訪問介護等のサービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合(上位3位まで)等

※「同一事業者によって提供されたものの割合」については、前6月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等の各事業者における提供回数のうち(同一事業者が同一利用者に複数回提供してもカウントは1)、同一事業者によって提供されたものの割合の算出に係る小数点以下の端数処理については、切り捨てても差し支えない。

○前期：3月1日から8月末日 ○後期：9月1日から2月末日

(交付文書は、直近のいずれかの期間)

※国：令和3年3月26日付「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol. 3)」

P. 69【居宅介護支援】○契約時の説明について(問 111)


☆居宅介護支援は、「利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない」、「特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることがないよう、公正中立に行わなければならない」とされている点にも十分留意し、常に利用者の立場に立って日々の業務にあたっていただきますよ

う改めてお願いいたします。

(2) 令和3年度改正における経過措置及び令和6年度に義務化される事項等について

①居宅介護支援事業所の管理者要件の見直し

- ・令和3年4月1日以降、居宅介護支援事業所の管理者となる者は、いずれの事業所であっても主任介護支援専門員であることとする。
- ・ただし、以下のような主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、管理者を介護支援専門員とする取扱いを可能とする。

- 
- ・令和3年4月1日以降、不測の事態(※)により、主任介護支援専門員を管理者とできなくなってしまう場合であって、主任介護支援専門員を管理者とできなくなった理由と、今後の管理者確保のための計画書を保険者に届け出た場合
なお、この場合、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を1年延長するとともに、当該地域に他に居宅介護支援事業所がない場合など、利用者保護の観点から特に必要と認められる場合には、保険者の判断により、この猶予期間を延長することができることとする。

(※) 不測の事態については、保険者において個別に判断することとなるが、想定される主な例は次のとおり

- ・本人の死亡、長期療養など健康上の問題発生
- ・急な退職や転居等
- ・特別地域居宅介護支援加算又は中山間地域等における小規模事業所加算を取得できる場合

②管理者要件の適用猶予

- ・令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員が管理者でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予することとされた。
- ・なお、令和3年4月1日以降に新たに管理者となる者は、いずれの事業所であっても主任介護支援専門員であることが求められることとなる。
- ・また、経過措置が適用されている者については、栃木県において開催される主任介護支援専門員研修を受講し、早期に資格取得を目指していただきたい。

③業務継続計画(BCP)の策定

- ・令和3年度介護報酬改定において、感染症や災害への対応力を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に対して、感染症対策や災害対策の強化及び業務継続に向けた計画(BCP)の策定等の取組が義務付けられた。

- ・令和4年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料（高齢者支援課）【資料1-1】を確認の上、経過措置の期限である令和6年3月末までに業務継続計画の策定等を完了いただきたい。

④高齢者虐待防止の推進

- ・令和3年度運営基準改正により、「虐待の防止に関する措置」として、全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、専任の者担当者を定めることが義務付けられている。
 - ・当該措置は、3年間の経過措置により令和6年3月31日まで努力義務であり、令和6年4月1日から義務化となる。体制が未整備である事業者においては、できるだけ速やかに体制整備を行っていただきたい。
- ☆令和6年3月31日までの経過措置はあるが、令和3年度より運営規定に定めておかなければならない事項として追加されている。

⑤介護現場におけるハラスメント対策の推進

- ・地域包括ケアシステムを推進していく上で、介護人材の確保は大変重要な課題であり、介護職員が安心して働くことができるよう、ハラスメント対策を含む職場環境。労働環境の改善を図っていくことが必要である。
- ・このため、令和3年度介護報酬改定においては、パワーハラスメント及びセクシャルハラスメントなどのハラスメント対策として、介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に、男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の義務を踏まえつつ、ハラスメント対策として必要な措置を講ずることを義務付けた。
- ・併せて、カスタマーハラスメントについては、その防止のための方針の明確化等の必要な措置を講ずることを推奨している。

《掲載場所（厚生労働省ホームページ）》

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 >
介護・高齢者 福祉 > 介護現場におけるハラスメント対策

《対象ページのURL》

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html

⑥令和6年4月1日から義務化される事項について

以下の事項については、令和6年4月1日から義務化される事項であるため、前述している内容を確認の上、遺漏なく対応いただきたい。

- 高齢者虐待防止に係る体制整備等
- 業務継続計画（BCP）の策定

⑦介護サービス情報公表制度

- ・介護保険法に基づく介護サービス情報公表制度を設けている。介護サービス事業所においては、適切な情報の公表に努めていただきたい。

(3) 第6表：サービス利用票（兼居宅サービス計画）の「利用者確認」について

令和3年度の「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の一部改正により、第6表の利用者確認欄がなくなったが、当該居宅サービス計画の内容については、利用者又は家族に対して説明を行い、文書により同意を得なければならないこと及び「給付管理業務」が月を単位として行われるため、「居宅サービス計画の説明及び同意」についても月毎に確認を要することになる。

そのため、第6表の控には、利用者確認として押印や署名を受ける必要がある。

(4) 福祉用具・住宅改修について

①特定福祉用具購入

指定事業所以外からの購入は支給対象とならないので、購入前に十分確認いただきたい。

掲載場所（栃木県の場合）

県ホームページ > 子育て・福祉・医療 > 高齢者 > 介護保険 > 介護保険情報
> 介護サービス事業所一覧 > 特定福祉用具販売事業所

②住宅改修

令和5年3月全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料（高齢支援課）P.109に記載のとおり、介護保険制度における住宅改修については、在宅介護の重視、自立支援の観点から、利用者の日常生活を行う上で必要となる自宅の段差の解消、手すりの設置などの改修を対象としているところである。また、福祉用具の利用と組み合わせることで、自立支援に向けてより効果的な支援を行うことができるケースもあり、利用者の居住環境整備のために重要な制度である。

平成30年度には、住宅改修の内容や価格を市町村が適切に把握・確認できるようにするとともに、利用者の適切な選択に資するため、事前申請時に利用者が市町村に提出する見積書類の様式例（改修内容、材料費、施工費等の内訳が明確に把握できるもの）を示したほか、複数の住宅改修事業者から見積もりを取るよう、介護支援専門員が利用者に説明することとしているので、引き続き対応いただきたい。

③栃木市介護保険住宅改修支援事業に係る理由書作成支援費支給制度

【概要】

居宅介護支援の提供を受けていない要介護者又は要支援者に対し、住宅改修費の支給申請に係る理由書を作成した場合における報酬相当額の支援費の支給を実施している。

【支給対象者】

- ・支援費の支給対象者は、次に掲げるもの等が属する事業者とする。
 - (1)介護支援専門員
 - (2)作業療法士
 - (3)福祉住環境コーディネーター検定試験２級以上の資格を有する者

【支給額】

- ・理由書作成１件につき２，０００円

【請求手続き】

- ・理由書を作成した当該住宅改修費の支給決定がされた日の属する月の翌月１０日までに、資格を有することを証する書類等及び作成した理由書の写しを添えて、介護保険住宅改修支援事業に係る理由書作成支援費請求書（別記様式）を高齢介護課へ提出する。

☆「栃木市介護保険住宅改修支援事業に係る理由書作成支援費支給実施要綱」【資料 1-2】
をご確認ください。

7. 関連資料一覧

資料 1-1：令和 4 年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料（高齢者支援課）

※該当部分のみ抜粋

資料 1-2：栃木市介護保険住宅支援事業に係る理由書作成支援費支給実施要綱

8. 関連様式一覧

様式 1-1：居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書【居宅介護支援事業所用】

様式 1-2：居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書【(看護)小規模多機能型居宅介護事業所用】

様式 1-3：要介護(要支援)認定資料提供請求書（介護支援専門員用）

3. 業務継続計画（BCP）の作成について

令和3年度介護報酬改定において、感染症や災害への対応力を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に対して、感染症対策や災害対策の強化及び業務継続に向けた計画（BCP）の策定等の各種取組を、3年間の経過措置期間を設けた上で義務付けたところ。各自治体におかれては、事業者に対して、経過措置の期限である令和6年3月までに業務継続計画の策定等を完了させる旨、改めてお伝えいただくようお願いする。

特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けていない養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームについても、介護サービス事業者同様、BCPの策定等について、基準上の義務付け等がある点に注意されたい。

また、厚生労働省においては、介護事業者におけるBCP作成等を支援する事業を令和5年度も引き続き実施しているため、管内の事業者等への周知のご協力をお願いしたい。

なお、業務継続計画の所管は今年度半ばより高齢者支援課と変更になっているため、ご注意ください。

感染症対策の強化【全サービス】

- 介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務づける。【省令改正】
 - ・施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施
 - ・その他のサービスについて、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等
 （※3年の経過措置期間を設ける）

業務継続に向けた取組の強化【全サービス】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。【省令改正】
 （※3年の経過措置期間を設ける）

介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

✦ **ポイント**

- ✓ 各施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や、それらを踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
- ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

✦ **主な内容**

- ・BCPとは
- ・新型コロナウイルス感染症BCPとは（自然災害BCPとの違い）
- ・介護サービス事業者に求められる役割
- ・BCP作成のポイント
- ・新型コロナウイルス感染（疑い）者発生時の対応等（入所系・通所系・訪問系）等



掲載場所：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

災害への地域と連携した対応の強化【通所系サービス、短期入所系サービス、特定、施設系サービス】

- 災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる介護サービス事業者（通所系、短期入所系、特定、施設系）を対象に、小多機等の例を参考に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。【省令改正】

感染症等の拡大防止等に係る介護事業所及び従事者に対する研修等支援事業

老健局高齢者支援課（内線3925）、老人保健課（内線3939）

令和5年度当初予算案 50百万円（50百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ・新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、介護事業所は通常とは異なるサービス形態で、また、介護従事者においては感染者又は濃厚接触者となるリスクを抱えながら継続して介護サービスを提供する必要がある。
- ・令和3年度介護報酬改定においては、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、一定の経過措置を設け、業務継続計画（BCP）の策定、研修・訓練の実施等が義務づけられた。
- ・多くの介護従事者は感染症や標準的な感染対策についての教育を受けているとは限らず、感染対策を行った上で事業継続ができるよう感染症対応力向上が必要であり、本事業では、介護従事者向けの研修（集団及び実地）の開催、介護事業所におけるBCP作成支援等を行う。また、事業所・施設内での研修の実施に活用できる、eラーニング（「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」の配信）を実施する。

2 事業の概要・実施主体等

所要額

- ・介護従事者向けの研修、eラーニング等の実施
要介護認定調査委託費：50,000千円（50,000千円）（+ 0千円）

事業スキーム（実施主体、対象者、補助率等）



3 スキーム

【事業者・従事者への支援】



【事業所への支援】



成果目標

本事業を通じ、介護事業所及び介護従事者の感染対策力等の向上を図り、安定した事業基盤の整備に繋がり事業継続が可能となる。

4 骨太の方針等閣議決定の書きぶり等の備考

「令和3年度介護報酬改定の審議報告」Ⅱ令和3年度介護報酬改定の対応

1. 感染症や災害への対応力強化（1）
 - ①感染症対策の強化
 - ②災害継続に向けた取組の強化

○栃木市介護保険住宅改修支援事業に係る理由書作成支援費支給実施要綱

平成 22 年 3 月 29 日

告示第 79 号

改正 平成 23 年 9 月 28 日告示第 284 号

平成 26 年 1 月 21 日告示第 34 号

平成 27 年 12 月 25 日告示第 416 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 45 条に規定する居宅介護住宅改修費及び法第 57 条に規定する介護予防住宅改修費（以下「住宅改修費」という。）の支給申請のため、栃木市介護保険住宅改修支援事業に係る理由書を作成した場合における報酬相当額の支援費の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において使用する用語の意義は、法及びこれに基づく法令に定めるところによる。

(支給対象業務)

第 3 条 支給対象となる業務は、居宅介護支援の提供を受けていない要介護者又は要支援者に対し、住宅改修費の支給申請に係る理由書（以下「理由書」という。）を作成する業務とする。

(支給対象者)

第 4 条 支援費の支給対象者は、次に掲げるものが属する事業者とする。

- (1) 介護支援専門員
- (2) 作業療法士
- (3) 福祉住環境コーディネーター検定試験 2 級以上の資格を有する者
- (4) 前 3 号に掲げる者に準ずる資格を有する者

(支給の額)

第 5 条 支援費の額は、理由書作成 1 件につき 2,000 円とする。

(請求手続)

第 6 条 支援費の支給を受けようとする者は、理由書を作成した当該住宅改修費の支給決定がされた日の属する月の翌月 10 日までに、資格を有することを証する書類等及び作成した理由書の写しを添えて、介護保険住宅改修支援事業に係る理由書作成支援費請求書（別記様式）により市長に請求しなければならない。

(平 23 告示 284 ・一部改正)

(支給の決定)

第 7 条 市長は、前条による請求を受けたときは、その内容について審査を行い、支給又は不支給を決定する。

2 市長は、前項により支給の決定をしたときは、速やかに支援費を支給するものとする。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年3月29日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の大平町介護支援専門員に対する特例業務支援事業実施要綱(平成13年大平町要綱第4号)又は藤岡町介護支援専門員等に対する特例業務支援事業実施要綱(平成13年藤岡町訓令第5号)(以下これらを「合併前の要綱」という。)の規定により交付決定を受けた助成金についてはなお合併前の要綱の例による。

3 前項の規定によるほか、この告示の施行の日の前日までに、合併前の要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

(岩舟町の編入に伴う経過措置)

4 岩舟町の編入の日(以下「編入日」という。)の前日までに、編入前の介護支援専門員に対する特例支援事業実施要綱(平成12年岩舟町告示第114号。以下「編入前の要綱」という。)の規定により交付決定を受けた助成金については、なお編入前の要綱の例による。

(平26告示34・追加)

5 前項の規定によるほか、編入日の前日までに、編入前の要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

(平26告示34・追加)

附 則(平成23年告示第284号)

この告示は、平成23年10月1日から施行する。

附 則(平成26年告示第34号)

この告示は、平成26年4月5日から施行する。

附 則(平成27年告示第416号)抄

(施行期日)

1 この告示は、平成28年1月1日から施行する。

(栃木市介護保険住宅改修支援事業に係る理由書作成支援費支給実施要綱の一部改正に伴う経過措置)

1.6 この告示による改正後の栃木市介護保険住宅改修支援事業に係る理由書作成支援費支給実施要綱の規定は、施行日以後の請求書から適用し、施行日前になされた請求書については、なお従前の例による。

別記様式(第6条関係)

介護保険住宅改修支援事業に係る理由書作成支援費請求書

栃木市介護保険住宅改修支援事業に係る理由書作成支援費支給実施要綱第6条の規定により、次のとおり請求します。

金 _____ 円(2,000円× 件)

(内 訳)

番号	被保険者番号	個人番号	対象者氏名	住 所	住宅改修 着工日	備 考

年 月 日

(宛先)栃木市長

請求者

住 所

事業所名

㊟

介護支援専門員等

氏 名

㊟

振込先

金融機関名	本店・支店	預金種別	普通・当座
口座番号			
(フリガナ) 口座名義			

記載の留意点 記載例

別記様式（第6条関係）

介護保険住宅改修支援事業に係る理由書作成支援費請求書

栃木市介護保険住宅改修支援事業に係る理由書作成支援費支給実施要綱第6条の規定により、次のとおり請求します。

金 _____ 円 (2,000円 × 件)

(内 訳)

番号	被保険者番号	対象者氏名	住所	住宅改修着工日	備考

年 月 日

(あて先) 栃木市長

振込先口座名義人と請求者を合わせてください。

●請求者欄

住所：「法人・事業所所在地」を記載
次に、「法人名称」、「代表者職名、氏名」を記載
法人代表者印を押印してください。

事業所名：「居宅介護支援事業所名」を記載
介護支援専門員等：実際に理由書を作成した方の氏名を記載し、個人印を押印してください。

請求者

住 所 栃木市〇〇町〇〇〇

社会福祉法人〇〇〇〇 理事長□□□□ (印)

事業所名 居宅介護支援事業所とちぎ

介護支援専門員等

氏 名 栃木 花子 (印)

振込先

金融機関名	本店・支店	預金種別	普通・当座
口座番号			
(フリガナ) 口座名義	社会福祉法人〇〇〇〇 理事長□□□□		

居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書

		区 分	
		新規・変更	
被 保 険 者 氏 名		被 保 険 者 番 号	
フリガナ			
		被保険者個人番号	
		生 年 月 日	
		年 月 日	
居宅サービス計画の作成を依頼(変更)する事業者			
事業者の事業所名		事業所の所在地 〒	
		電話番号	
事業所を変更する場合の事由等		※事業所を変更する場合のみ記入してください。	
変更年月日 (年 月 日付)			
(宛先) 栃木市長 上記の居宅介護支援事業者に居宅サービス計画の作成を依頼することを届け出ます。 年 月 日 被保険者 住所 氏名 電話番号			
居宅サービス計画の作成を依頼(変更)する居宅介護支援事業者が居宅介護支援の提供に当たり、被保険者の状況を把握する必要がある時は、要介護認定・要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見及び主治医意見書を当該居宅介護支援事業者に必要な範囲で提示することに同意します。 年 月 日 氏名			
保険者確認欄		<input type="checkbox"/> 被保険者資格 <input type="checkbox"/> 届出の重複 <input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業者事業所番号	

- (注意) 1 この届出書は、要介護認定の申請時に、又は居宅サービス計画の作成を依頼する事業所が決まり次第に、速やかに栃木市へ提出してください。
- 2 居宅サービス計画の作成を依頼する事業所を変更するときは、変更年月日を記入の上、必ず栃木市に届け出てください。届出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額自己負担していただくことがあります。

居宅サービス計画作成依頼 (変更) 届出書

		区 分	
		新 規・変 更・廃 止	
被 保 険 者 氏 名		被保険者番号	
フリガナ		個人番号	
		生 年 月 日	
		明 大 昭 年 月 日	
居宅サービス計画の作成を依頼 (変更) する事業者			
事業者の事業所名		事業所の所在地 〒	
		電話番号 ()	
事業所を変更する場合の事由等		※事業所を変更する場合のみ記入してください。 変更年月日 (年 月 日付)	
(看護) 小規模多機能型居宅介護の利用開始月における居宅サービス等の利用の有無		※(看護) 小規模多機能型居宅介護の利用前の居宅サービス (居宅療養管理指導及び特定施設入居者生活介護を除く。) 及び地域密着型サービス (夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護及び認知症対応型共同生活介護 (短期利用型) に限る。) の利用の有無を記入してください。	
<input type="checkbox"/> 居宅サービス等の利用あり (利用したサービス :) <input type="checkbox"/> 居宅サービス等の利用なし			
栃木市長 あて 上記の(看護)小規模多機能型居宅介護事業者に居宅サービス計画の作成を依頼 することを届け出ます。 年 月 日 被保険者 住所 電話番号 () 氏名			
居宅サービス計画の作成を依頼(変更)する(看護)小規模多機能型居宅介護事業者が 居宅介護支援の提供に当たり、被保険者の状況を把握する必要がある時は、要介護認 定・要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見及び主治医意 見書を当該(看護)小規模多機能型居宅介護事業者に必要な範囲で提示することに同意 します。			
年 月 日 氏名			
保険者確認欄		<input type="checkbox"/> 被保険者資格 <input type="checkbox"/> 届出の重複 <input type="checkbox"/> (看護)小規模多機能型居宅介護事業者事業所番号	

- (注意) 1 この届出書は、要介護認定の申請時に、又は居宅サービス計画の作成を依頼する事業所が決まり次第、速やかに栃木市へ提出してください。
- 2 居宅サービス計画の作成を依頼する事業所を変更する時は、変更年月日を記入の上、必ず栃木市に届け出てください。届け出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額自己負担していただくことがあります。

(表)

要介護（要支援）認定資料提供請求書
（介護支援専門員用）

(あて先) 栃木市長

私は、裏面の遵守事項を遵守することを誓約し、次のとおり認定資料の提供を請求します。

		請求日	年 月 日
請求者	介護支援専門員氏名		
	申請者の資格	介護支援専門員登録番号：第 _____ 号	
	事業者（施設）名		
	事業者（施設）所在地	〒 _____ 電話番号 _____	
情報の写しの作成方法		<input type="checkbox"/> 転記 <input type="checkbox"/> 複写機使用	
開示内容		<input type="checkbox"/> 認定情報（事務局用） <input type="checkbox"/> 認定調査票（概況調査・基本調査・特記事項） <input type="checkbox"/> 主治医意見書	
対象者	被保険者番号		生年月日
	フリガナ氏名	_____ 様	年 月 日
	住所	〒 _____	性別 男 ・ 女

【本人等同意欄】

私は、栃木市が保有する私の介護認定情報を、上記申請者に提供することに同意します。

年 月 日

本人署名 _____

次の者が代筆しました。

(代理人) 住所 _____

氏名 _____ ㊞ (続柄 _____)

(裏)

遵守事項

- (1) 提供された介護認定情報を、契約関係のある被保険者本人（以下「本人」という。）の介護サービス計画作成以外の目的に使用しないこと。
- (2) 提供された介護認定情報を、本人及び本人の代理人又は本人の介護認定に係わる利害を有する親族（以下「本人等」という。）の同意を得ることなく他の者に知らせ若しくは提供しないこと。
- (3) 提供された介護認定情報を、本人の生命、健康の保持等に支障が生じないように取り扱うこと。
- (4) 提供された介護認定情報の複写物を、サービス担当者会議において配付する場合には、会議終了と同時に回収すること。
- (5) 提供された介護保険情報を、厳重に保管し、紛失及び漏えい又は改ざんの防止等の必要な措置を講じ、適正な保管に努めるとともに、もしこれを怠った場合は、直ちに本人等及び栃木市に報告の上、その指示に従い善処すること。
- (6) 本人との契約関係が終了した場合その他提供された介護認定情報を所持する必要がなくなったときは、速やかにその情報を適正に廃棄すること。
- (7) 提供された介護認定情報に基づく関係資料の提出を栃木市が求めたときには、いつでもこれに応じること。

(注意)

※遵守事項を履行しなかった場合は、以後の介護認定情報の提供を拒否するとともに介護保険法に基づく違反事項について栃木県知事に報告します。

※居宅サービス計画作成依頼届出書が未提出である場合は、これを添付してください。

※介護認定情報開示申請時には、申請者本人であることを証する書類（身分証明書等）を必ず確認できるようにしてください。

【地域密着型サービス事業所関係 目次】

1	運営指導及び指定更新について	3
(1)	運営指導について	
①	令和4年度の実施状況及び主な指摘事項	
②	令和5年度の実施方針（予定）	
(2)	指定更新について	
①	令和5年度の対象事業所数	
②	指定更新事務に係る標準的なスケジュール	
2	各種申請、届出及び手続きについて	4
(1)	令和5年度介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算算定に係る届出について	
3	新型コロナウイルス感染症に係る人員基準等の臨時的な取扱い 及び対応等について	4
(1)	全般について	
(2)	運営推進会議の開催方法について	
4	その他	5
(1)	高齢者虐待の防止について	
(2)	高齢者虐待防止に係る体制整備等について	
(3)	業務継続計画（BCP）の策定について	
(4)	認知症介護基礎研修の受講について	
(5)	認知症対応型共同生活介護における外部評価について	
(6)	令和5年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金について	
(7)	業務管理体制に関する届出について	
(8)	介護サービス情報の公表について	
(9)	介護現場におけるハラスメント対策の推進について	
(10)	令和6年4月1日から義務化される事項について	
5	関連資料一覧	9

お願い

- 1 本資料は、令和5年3月10日（金）時点までに入った国からの情報（令和4年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料を含む。）等に基づき作成しておりますことをご承知おきください。

参考：令和4年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料
(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24316.html)

- 2 本資料と併せて、栃木県指導監査課が開催する集団説明会の資料もご確認いただきますようお願いいたします。

参考：栃木県ホームページ 介護サービス事業者集団指導
(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e11/koureisyuudanshidou.html>)

1 運営指導及び指定更新について

(1) 運営指導について

① 令和4年度の実施状況及び主な指摘事項

本年度の実施状況

- ・市内地域密着型サービス事業所数（休止を除く）…53事業所（R5.3.1現在）
 - ・運営指導実施事業所…13事業所
- ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業所内での確認等を行わず、事前提出書類に基づき指導を行った事業所を含む。

主な指摘事項

種類	主な内容
口頭指摘	<ul style="list-style-type: none">・運営規程・重要事項説明書記載内容の実態との相違・避難訓練の未実施（地震・風水害）及び地震・風水害に関する災害対策マニュアルの未整備・自己評価の未実施・処遇改善の内容の未公表
文書指摘	<ul style="list-style-type: none">・職場におけるハラスメント防止についての必要な措置の未実施・自己評価及び外部評価の結果・目標達成計画について利用（申込）者及びその家族等への未提供・身体拘束等適正化委員会の未開催、適正化のための指針の未整備及び定期的な研修の未実施・夜勤及び深夜の時間帯以外の介護従事者の必要な員数の未配置

② 令和5年度の実施方針（予定）

- ・指定有効期間内に最低1回の指導
- ・各種加算を算定している場合、算定要件に必要なとなる挙証資料を重点的に確認
- ・R5.10.1～R6.9.30の間に指定有効期間が満了となる事業所を中心に実施

(2) 指定更新について

① 令和5年度の対象事業所数

- ・R5.4.1～R6.3.31の間に指定有効期間が満了となる事業所…21事業所
(全体の約40%)

② 指定更新事務に係る標準的なスケジュール

日程	事務内容
n - 3月中旬頃	更新申請受付通知の発送（市→事業所）
n - 2月下旬まで	更新申請書類の提出（事業所→市）
n - 1月下旬まで	指定通知の発送（市→事業所）

n 月 1 日

指定更新期間開始

2 各種申請、届出及び手続きについて

- (3) 令和 5 年度介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算算定に係る届出について
市ホームページに掲載中の様式及び関係通知等にて詳細を確認いただきたい。

《市ホームページ掲載場所》

トップページ > 事業者の方へ > 産業振興 > 福祉・健康・介護
> 地域密着型サービス事業所の皆様へ（介護職員処遇改善加算、介護職員等特定
処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算関係）

《該当ページの URL》

<https://www.city.tochigi.lg.jp/soshiki/28/1328.html>

3 新型コロナウイルス感染症に係る人員基準等の臨時的な取扱い及び対応等について

(1) 全般について

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについては、随時、厚生労働省事務連絡通知や介護保険最新情報等により示されているところである。

令和 3 年度介護報酬改定において、通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護及び（介護予防）認知症対応型通所介護については、感染症や災害の発生を理由として利用者数が減少した場合に、状況に即した安定的なサービス提供を可能とする観点から、基本報酬への 3%加算や事業所規模別の報酬区分の決定に係る特例を導入した。

令和 5 年度における取り扱いについては、介護保険最新情報 vol. 1127【参考：[資料 2-1](#)】の「令和 3 年度介護報酬改定に関する Q&A (Vol. 13) の送付について」において、

- ・令和 5 年度も引き続き、3%加算や規模区分の特例の対象となること
- ・令和 4 年度中の利用延人員数の減少に基づき 3%加算を算定した事業所が、令和 5 年度に再び同加算を算定することは可能となること

等が示されているので、ご確認いただきたい。

なお、これまでに示されている人員基準等の臨時的な取扱い及び感染防止に向けた対応等に関する情報等については、厚生労働省ホームページにて項目ごとにまとめて掲載されているので、適宜参照いただきたい。

《掲載場所（対象ページの URL）》

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html

(2) 運営推進会議の開催方法について

介護保険最新情報 vol. 773【参考：[資料 2-2](#)】の「感染拡大防止観点から、文書による情報提供・報告、延期、中止等、事業所や地域の実情を勘案し、柔軟に取り扱って差し支えない。」等を踏まえ、本市においては、引き続き令和 5 年度においても、感染状況等を鑑みて参集方式による開催ができない場合には、代替として書面による開催を可能とする。書面による開催の場合は、その旨を記載いただきたい。

また令和 3 年運営基準改正により、各種会議においてテレビ電話装置等を活用して実施することが可能となったことから、当該方法による開催についても検討いただきたい。

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所においては上記の「運営推進会議」を「介護・医療連携推進会議」と読み替えていただきたい。

4 その他

(1) 高齢者虐待の防止について

高齢者虐待防止法に基づく対応状況等について、国が公表した令和 3 年度の調査結果によると、要介護施設従業者等による虐待については、相談・通報件数、虐待判断件数ともに過去最多であった。要因としては、令和 3 年 4 月 1 日に虐待防止のための委員会の開催、指針の整備等が義務付けられたことを受け、各施設における虐待防止の取り組みが進められ、当該施設・事業所職員、元職員、管理者等からの相談・通報が増加したこと等が推測される。

高齢者虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るため、引き続き虐待の未然防止や早期発見等に努めていただくようお願いする。

なお、場合により身体的虐待に当たる可能性がある「身体拘束」についても、国の解釈通知「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」や「身体拘束ゼロへの手引き」等を参考に、引き続き適切な対応をお願いする。

(2) 高齢者虐待防止に係る体制整備等について

令和 3 年運営基準改正により、「虐待の防止に係る措置」として、全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、専任の担当者を定めることが義務付けられている。当該措置は、3 年間の経過措置により令和 6 年 3 月 31 日まで努力義務であり、令和 6 年 4 月 1 日から義務化となる。体制が未整備である事業者においては、具体的な内容について国の解釈通知「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」を確認いただいた上で、できるだけ速やかに体制整備を行っていただきたい。

なお、国の解釈通知は、厚生労働省ホームページにも掲載されている。

《掲載場所（厚生労働省ホームページ）》

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護報酬 > 令和3年度介護報酬改定について

《対象ページのURL》

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000772387.pdf>

併せて、運営規程に記載しなければならない重要事項の1つとして「虐待の防止のための措置に関する事項」が追加されている。運営規程を変更する場合には、本市宛て変更届及び関係書類を提出いただきたい。

(3) 業務継続計画（BCP）の策定について

令和3年度介護報酬改定において、感染症や災害への対応力を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に対して、感染症対策や災害対策の強化及び業務継続に向けた計画（BCP）の策定等の取り組みが義務付けられた。

令和4年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料（高齢者支援課）【参考：資料2-3】を確認の上、経過措置の期限である令和6年3月までに業務継続計画の策定等を完了いただきたい。

なお、水防法に基づく洪水浸水想定区域内・土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内に位置し、要配慮者利用施設に指定されている施設においては、避難確保計画を作成し、市に提出すること、及び同計画に基づく避難訓練を毎年実施し、訓練後、「訓練実施結果報告書」を提出することが義務付けられたので、適切に対応いただきたい。

(4) 認知症介護基礎研修の受講について

令和6年4月以降、研修の受講対象の介護職員に受講の配慮をしない事業所は、行政処分の対象になるので、遺漏のないようお願いしたい。

(5) 認知症対応型共同生活介護における外部評価について

令和3年運営基準改正により、第三者による外部評価の方法の1つとして「運営推進会議における評価」が可能となっている。認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上「県が指定する外部評価機関による評価」又は「運営推進会議を活用した評価」のいずれかの評価を受けることとなる。

なお、外部評価の実施回数を2年に1回とすることができる場合の要件の1つである「過去に外部評価を5年間継続して実施している」ことについて、この継続年数に参入することができるのは、「県が指定する外部評価機関による評価」を行った場合に限られる。「運営推進会議を活用した評価」を行った場合は、外部評価の実施回数を緩和できないことに注意いただきたい。

(6) 令和5年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金について

本市においては、令和5年度においても同様に、国から栃木県を経由して協議に係る連絡通知が発出され次第、指定地域密着型サービス事業者所宛て通知する予定であるので、遺漏のないようお願いしたい。

なお、令和5年度においては、令和4年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料（高齢者支援課）【参考：資料2-4】に記載のとおり、4月中に、国から都道府県宛て協議に係る事務連絡が発出される予定であるため、協議希望を予定する事業者においては準備を進めていただくとともに、令和5年度の対象事業、スケジュール（予定）及びその他留意事項等の詳細についてご確認いただきたい。

(7) 業務管理体制に関する届出について

介護保険法において、法令等遵守の義務の履行を確保し、指定取り消し事案等の不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図るため、介護サービス事業者に対して業務管理体制の整備を義務付けている。

介護サービス事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設の数に応じて定められており、また、業務管理体制の整備に関する届出書を関係行政機関に届け出ることが必要である。

なお、業務管理体制の整備に関する届出は、介護保険事業に新たに参入したときだけでなく、届出事項に変更が生じたとき又は届出先の区分に変更が生じたときについても遅滞なく行うこととされているため、遺漏のないようお願いしたい。

(8) 介護サービス情報公表制度について

介護保険法に基づく介護サービス情報公表制度を設けている。介護サービス事業所においては、適切な情報の公表に努めていただきたい。

(9) 介護現場におけるハラスメント対策の推進について

地域包括ケアシステムを推進していく上で、介護人材の確保は大変重要な課題であり、介護職員が安心して働くことができるよう、ハラスメント対策を含む職場環境・労働環境の改善を図っていくことが必要である。

このため、令和3年度介護報酬改定においては、パワーハラスメント及びセクシャルハラスメントなどのハラスメント対策として、介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の義務を踏まえつつ、ハラスメント対策として必要な措置を講ずることを義務付けた。併せて、カスタマーハラスメントについては、その防止のための方針の明確化等の必要な措置を講ずることを推奨している。

《掲載場所（厚生労働省ホームページ）》

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者
福祉 > 介護現場におけるハラスメント対策

《対象ページの URL》

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html

(10) 令和 6 年 4 月 1 日から義務化される事項について

以下の事項については、令和 6 年 4 月 1 日から義務化される事項であるため、前述している内容を確認の上、遺漏なく対応いただきたい。※項目前の数字は、目次と対応している。

- ・ 4 (2) 高齢者虐待防止に係る体制整備等について
- ・ 4 (3) 業務継続計画（BCP）の策定について
- ・ 4 (4) 認知症介護基礎研修の受講について

5 関連資料一覧

資料 2-1 : 介護保険最新情報 vol. 1127

「令和 3 年度介護報酬改定に関する Q&A (Vol. 13) の送付について」

資料 2-2 : 介護保険最新情報 vol. 773

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な
取扱いについて (第 3 報)

資料 2-3 : 令和 4 年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料 (高齢者支援課)

※該当部分のみ抜粋

資料 2-4 : 令和 4 年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料 (高齢者支援課)

※該当部分のみ抜粋

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）

御 中

資料 2 - 1

← 厚生労働省老人保健課 高齢者支援課 認知症施策・地域介護推進課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.13）
（令和5年2月15日）」の送付について

計3枚（本紙を除く）

Vol.1127

令和5年2月15日

厚 生 労 働 省 老 健 局

老人保健課、高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 3967、3987)
FAX：03-3595-4010、03-3503-7894

事務連絡
令和5年2月15日

各 都道府県
市区町村 介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局老人保健課
高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課

「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.13）（令和5年2月15日）」
の送付について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.13）（令和5年2月15日）」を送付いたしますので、貴都道府県及び貴市区町村におかれましては、御了知の上、管下事業所等への周知を徹底し、その取扱いに当たっては遺漏なきよう、よろしくごお願い申し上げます。

令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 13)

(令和5年2月15日)

【通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護】

○ 3%加算・規模区分の特例(3%加算・規模区分の特例の令和5年度の取扱い)

問1 新型コロナウイルス感染症は、3%加算や規模区分の特例の対象となる感染症とされている(※)が、令和5年度も引き続き同加算や特例の対象となる感染症と考えてよいか。

(※)「通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老認発0316第4号・老老発0316第3号)別紙I

(答)

- ・ 新型コロナウイルス感染症は、令和5年度も引き続き同加算や特例の対象となる感染症である。なお、同年度中に同加算や特例の対象外とすることとする場合は、事務連絡によりお示しする。

○ 3%加算(3%加算を令和4年度に算定した事業所の取扱い)

問2 令和4年度中の利用延人員数の減少に基づき3%加算を算定した事業所が、令和5年度に再び同加算を算定することはできるか。

(答)

- ・ 令和5年度においても算定可能である。この場合、令和5年度の同加算の算定に当たっては、減少月の利用延人員数が、令和4年度の1月当たりの平均利用延人員数から100分の5以上減少していることが必要である。算定方法の具体例は別添を参照されたい。

感染症や災害の影響により利用延人員数が減少した場合の基本報酬への3%加算(令和5年度の取扱い)

別添

- 新型コロナウイルス感染症の影響による令和4年度中の利用延人員数の減少に基づき3%加算を算定した事業所において、令和5年度に令和4年度の1月当たりの平均利用延人員数から5%以上利用延人員数が減少した月があった場合、再度3%加算の算定が可能。
- 新型コロナウイルス感染症の影響による令和5年度中の利用延人員数の減少に基づき一度3%加算を算定した事業所において、同一事由による令和5年度の利用延人員数の減少に基づいて、再度3%加算を算定することはできない。

加算算定のイメージ

・令和4年度の利用延人員数の減少に基づき、令和4年度内に3%加算を算定していた事業所の場合

・令和5年度中の利用延人員数の減少に基づき、新たに3%加算を算定する事業所の場合

算定可能となるのは、最速令和5年6月サービス提供分からとなる。

R5年度	(R5.3)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	(R6.4)
加算算定		利用延人員数減	算定届提出	算定開始	➡	算定終了								
延長			令和4年度の1月当たりの平均利用延人員数と比較		なお利用延人員数が減少している場合	延長届提出	延長開始	➡	延長終了					○ 令和5年度中の利用延人員数の減少に基づき算定していることから、令和5年度中に同一事由により再度算定することはできない。 ○ 加算算定の届出、加算算定後の各月の利用延人員数の確認、加算算定の延長の届出の方法等は、従前のとおり。

・令和4年度中の利用延人員数の減少に基づき、令和5年度にまたがって3%加算を算定していた事業所の場合

R5年度	(R5.3)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	(R6.4)
加算算定		利用延人員数減	算定届提出	算定開始	➡	算定終了								
延長			令和3年度の1月当たりの平均利用延人員数と比較		なお利用延人員数が減少している場合	延長届提出	延長開始	➡	延長終了					○ 令和5年度中の利用延人員数の減少に基づき再算定した場合は、令和5年度中に同一事由により再度算定することはできない。 ○ 加算算定の届出、加算算定後の各月の利用延人員数の確認、加算算定の延長の届出の方法等は、従前のとおり。
再算定							利用延人員数減	算定届提出	算定開始	➡	算定終了			
再延長							令和4年度の1月当たりの平均利用延人員数と比較				延長届提出	延長開始	➡	延長終了

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室） 御 中

資料 2 - 2

← 厚生労働省 認知症施策推進室、高齢者支援課、振興課、老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

新型コロナウイルス感染症に係る
介護サービス事業所の人員基準等
の臨時的な取扱いについて
(第3報)

計4枚（本紙を除く）

Vol.773

令和2年2月28日

厚生労働省老健局

認知症施策推進室・高齢者支援課・振興課・老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3975、3971、3979、3949)
FAX : 03-3595-4010

事務連絡
令和2年2月28日

都道府県
各指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
高齢者支援課
振興課
老人保健課

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等
の臨時的な取扱いについて（第3報）

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月17日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」（令和2年2月24日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡。以下「第2報」という。）でお示ししているところです。

本日、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）」を送付いたしますので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようお願いいたします。

問1 新型コロナウイルス感染症に伴い学校が休校等になることにより、一時的に人員基準等を満たせなくなる場合、介護報酬の減額を行わない等の柔軟な取扱いが可能か。

(答)

可能である。

問2 第2報の別紙1で示された取扱いは、介護予防通所リハビリテーションにおいて、サービス提供を行う場合も対象となるのか。

(答)

対象となる。

問3 第2報で示された取扱は、都道府県等からの休業の要請を受けて休業している場合における取扱いとして示されたが、感染拡大防止の観点から特に必要と考えられることから介護サービス事業所等が自主的に休業した場合も、同様の取扱いが可能か。

(答)

可能である。

問4 介護予防通所リハビリテーション事業所が月途中で休業し、その後介護予防通所リハビリテーションのサービス提供が中断された場合の算定はどうするか。

(答)

介護予防通所リハビリテーションの月額報酬を日割りで、計算して算定する。

問5 介護予防通所リハビリテーション事業所が休業を行ったときの代替サービスとして、新規に異なる介護予防訪問リハビリテーション事業所が、サービス提供を行った場合の算定はどうなるのか。

(答)

介護予防訪問リハビリテーションの基本サービス費を算定する。

問6 介護予防通所リハビリテーション事業所が休業を行ったときの代替サービスとして、既に計画上サービス提供を行うこととされていた介護予防訪問リハビリテーション事業所が、当初計画されていたサービスに上乗せしてサービス提供した場合の算定はどうなるのか。

(答)

代替サービス分を別途、介護予防訪問リハビリテーションとして算定可能である。

問7 認知症介護実践者等養成事業の実施について(平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知)に規定される(介護予防)認知症対応型通所介護事業所の管理者、(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所の代表者・管理者・介護支援専門員並びに(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所の代表者・管理者・計画作成担当者が修了することを義務づけられている各種研修の開催について、新型コロナウイルス感染症への対応として、延期する措置を行ってもよいか。

また、この場合、受講できなかったことにより、新たに指定を受け事業所を開設する場合を除き、人員基準違反・欠如減算としない取扱いとして差し支えないか。

(答)

貴見のとおり。なお、新たに指定を受け開設する事業所については、利用者への影響等を勘案し、必要に応じて、特定の者のみを対象に研修を実施するなど代替措置等を検討いただきたい。

なお、原則として、延期後直近に開催される研修を受講する必要がある。

問8 運営推進会議や介護・医療連携推進会議の開催について、新型コロナウイルス感染症への対応として、その開催を延期、中止する等の措置を行ってもよいか。

(答)

運営推進会議や介護・医療連携推進会議の開催については、感染拡大防止の観点から、文書による情報提供・報告、延期、中止等、事業所や地域の実情を勘案し、柔軟に取り扱って差し支えない。

なお、安全・サービス提供管理委員会の開催についても同様である。

問9 居宅介護支援のサービス担当者会議について、どのような取扱いが可能か。

(答)

感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、利用者の自宅以外での開催や電話・メールなどを活用するなどにより、柔軟に対応することが可能である。

なお、利用者の状態に大きな変化が見られない等、居宅サービス計画の変更内容が軽微であると認められる場合はサービス担当者会議の開催は不要である。

問 10 小規模多機能型居宅介護等の外部評価について、新型コロナウイルス感染症への対応として、その実施を延期、中止する等の措置を行ってもよいか。

また、認知症対応型共同生活介護の外部評価について、運営推進会議を過去1年間に6回以上開催していることが実施回数の緩和要件となっているが、運営推進会議を開催出来なかった場合、緩和要件を満たしていないことになるか。

(答)

外部評価の実施については、感染拡大防止の観点から、文書による実施、延期、中止等、事業所や地域の実情を勘案し、柔軟に取り扱って差し支えない。

また、認知症対応型共同生活介護の外部評価の実施回数の緩和については、上記運営推進会議の開催のとおり柔軟に取り扱った内容やこれまでの外部評価の実施状況等も踏まえ、都道府県において、適切に判断されたい。

問 11 (看護) 小規模多機能型居宅介護において、新型コロナウイルス感染症への対策を行ったため、サービス提供が過少(登録者1人当たり平均回数が週4回に満たない場合)となった場合、減算を行わなければならないのか。

(答)

以下の場合には減算しないこととして差し支えない。

- ・ 職員が発熱等により出勤を控えたことにより、サービス提供体制が整わず、その結果としてサービス提供が過少となった場合。
- ・ 都道府県等の休業要請により通いサービス・宿泊サービスを休業した結果、過少サービスとなった場合。

なお、通いサービス・宿泊サービスを休業した場合であっても、在宅高齢者の介護サービスを確保するため、個別サービス計画の内容を踏まえた上で、できる限り訪問サービスを提供されたい。

【お問い合わせ】

TEL: 03-5253-1111 (代表)

- ・ 認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護等について
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室 (内線3975、3973)
- ・ 介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護等について
厚生労働省老健局高齢者支援課 (内線3929、3971)
- ・ 訪問介護、通所介護、居宅介護支援、小規模多機能型居宅介護等について
厚生労働省老健局振興課 (内線3937、3979)
- ・ 介護老人保健施設、介護医療院、介護予防通所リハビリ等について
厚生労働省老健局老人保健課 (内線3948、3949)

3. 業務継続計画（BCP）の作成について

令和3年度介護報酬改定において、感染症や災害への対応力を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に対して、感染症対策や災害対策の強化及び業務継続に向けた計画（BCP）の策定等の各種取組を、3年間の経過措置期間を設けた上で義務付けたところ。各自治体におかれては、事業者に対して、経過措置の期限である令和6年3月までに業務継続計画の策定等を完了させる旨、改めてお伝えいただくようお願いする。

特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けていない養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームについても、介護サービス事業者同様、BCPの策定等について、基準上の義務付け等がある点に注意されたい。

また、厚生労働省においては、介護事業者におけるBCP作成等を支援する事業を令和5年度も引き続き実施しているため、管内の事業者等への周知のご協力をお願いしたい。

なお、業務継続計画の所管は今年度半ばより高齢者支援課と変更になっているため、ご注意ください。

感染症対策の強化【全サービス】

- 介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務づける。【省令改正】
 - ・施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施
 - ・その他のサービスについて、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等
(※3年の経過措置期間を設ける)

業務継続に向けた取組の強化【全サービス】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。【省令改正】
(※3年の経過措置期間を設ける)

介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

ポイント

- ✓ 各施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や、それらを踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
- ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

主な内容

- ・BCPとは ・新型コロナウイルス感染症BCPとは（自然災害BCPとの違い）
- ・介護サービス事業者に求められる役割 ・BCP作成のポイント
- ・新型コロナウイルス感染（疑い）者発生時の対応等（入所系・通所系・訪問系）等



掲載場所：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

災害への地域と連携した対応の強化【通所系サービス、短期入所系サービス、特定、施設系サービス】

- 災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる介護サービス事業者（通所系、短期入所系、特定、施設系）を対象に、小多機能等の例を参考に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。【省令改正】

感染症等の拡大防止等に係る介護事業所及び従事者に対する研修等支援事業

老健局高齢者支援課（内線3925）、老人保健課（内線3939）

令和5年度当初予算案 50百万円（50百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ・新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、介護事業所は通常とは異なるサービス形態で、また、介護従事者においては感染者又は濃厚接触者となるリスクを抱えながら継続して介護サービスを提供する必要がある。
- ・令和3年度介護報酬改定においては、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、一定の経過措置を設け、業務継続計画（BCP）の策定、研修・訓練の実施等が義務づけられた。
- ・多くの介護従事者は感染症や標準的な感染対策についての教育を受けているとは限らず、感染対策を行った上で事業継続ができるよう感染対策力向上が必要であり、本事業では、介護従事者向けの研修（集団及び実地）の開催、介護事業所におけるBCP作成支援等を行う。また、事業所・施設内での研修の実施に活用できる、eラーニング（「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」の配信）を実施する。

2 事業の概要・実施主体等

所要額

- ・介護従事者向けの研修、eラーニング等の実施
要介護認定調査委託費：50,000千円（50,000千円）（+ 0千円）

事業スキーム（実施主体、対象者、補助率等）



3 スキーム

【事業者・従事者への支援】



【事業所への支援】



成果目標

本事業を通じ、介護事業所及び介護従事者の感染対策力等の向上を図り、安定した事業基盤の整備に繋がり事業継続が可能となる。

4 骨太の方針等閣議決定の書きぶり等の備考

「令和3年度介護報酬改定の審議報告」II 令和3年度介護報酬改定の対応

1. 感染症や災害への対応力強化（1）
 - ①感染症対策の強化
 - ②災害継続に向けた取組の強化

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/cltmadoguchi/index.html>

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等が提供するサービスの利用状況について
 - ・ 昨年度、会計検査院より、都道府県に造成された本基金による補助を受けて整備された定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（以下「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等」という。）の一部に、サービスが利用されていない又は著しく利用が低調である事例が見受けられるため、審査・執行の適正を期するものといった指摘があった。
 - ・ そのため、地域医療介護総合確保基金による市町村の助成により定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等を整備する場合には、市町村において、
 - ① 交付申請において、開設後の利用者の確保等の今後の見通しについて事業者に説明を求めることや、
 - ② サービスが利用されていない等の場合には、その要因を把握し、必要に応じて助言を行う等の取り組みを行うこと、といった対応を行っていただくようお願いしたい。

（２）地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（ハード交付金）

① 予算案及び対象事業

- 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の令和５年度予算案については、高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、スプリンクラー設備等の整備、耐震化改修・大規模修繕等のほか、非常用自家発電・給水設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修の対策を講じるものとして、12億円を計上している。
- また、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、引き続き、換気設備設置事業（風通しの悪い空間は感染リスクが高いことから、施設の立地等により窓があっても十分な換気が行えない場合等にも定期的に換気できるよう、換気設備の設置）を実施する予定である。
- 一方、「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」（令和２年12月11日閣議決定）において、社会福祉施設等については、耐災害性強化対策として、耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策が盛り込まれており、引き続き、本交付金によりこれらの対策の支援を行っていく予定である。
（参考）令和４年度補正予算：56億円
- 都道府県・市区町村におかれては、必要な予算を確保しつつ、本交付金を有

効に活用し、高齢者施設等の防災・減災の強化を着実に進めていただきたい。

(参考) 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」

(令和2年12月11日閣議決定) (抜粋)

第2章 重点的に取り組むべき対策

1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策

(1) 人命・財産の被害を防止・最小化するための対策

- ・社会福祉施設等の耐災害性強化対策(耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策)(厚生労働省)

第4章 対策の事業規模

第2章において示した重点的に取り組むべき対策について、加速化・深化を図る観点から、追加的に必要となる事業規模は、今後5年間でおおむね15兆円程度を目途としており、別表のとおりである。また、対策の初年度については、令和2年度第3次補正予算により措置する。

次年度以降の各年度における取扱いについても、予算編成過程で検討することとし、今後の災害の発生状況や事業の進捗状況、経済情勢・財政事情等を踏まえ、機動的・弾力的に対応する。

また、本対策には、財政措置に加え、財政投融資のほか、民間事業者等による事業が想定されている。

② スケジュール(予定)

3月中	厚生労働省本省による実施要綱等の関連通知の発出 協議の依頼(事務連絡)
5月頃	厚生労働省本省による都道府県への内示
随時	地方厚生(支)局による都道府県への交付決定
翌年度	地方厚生(支)局による都道府県への交付確定

③ その他留意事項

○ 令和5年度協議について

<当初予算分(一般分)及びR4補正予算分(国土強靱化分)>

- ・令和5年度協議については、予算を上回る協議額となる可能性があることから、補助協議申請にあたっては、引き続き、各都道府県・指定都市・中核市ごとに、事業ごとの優先順位を付して協議していただくようご協力をお願いする。
- ・令和5年度における採択方針については、令和4年度と同様に、都道府県・指定都市・中核市ごとの優先順位のほか、当該高齢者施設等における福祉避難所の指定・協定の有無や、業務継続計画(BCP)・非常災害対策計画等の策定の状況等を踏まえ、総合的に判断した上で採択することを予定している。

<R4補正予算分(国土強靱化分)>

- ・また、国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援等として、耐震化整備、ブロック塀等の改修、非常用自家発電設備の整備、水害対策のための施設改修等の支援については、市区町村が策定

する国土強靱化地域計画に明記された事業について、優先採択とすることを予定している。また、国土強靱化地域計画を未策定の市区町村に所在する高齢者施設等については、原則、補助対象外とすることも予定しているので、御了知いただきたい。

- ・ なお、令和5年度においては、特に進捗が遅れている耐震化整備事業、水害対策のための施設改修等事業、ブロック塀等の改修事業を優先的に採択することを予定しているため、都道府県・市区町村におかれては、これらの事業の積極的な活用をご検討いただきたい。

○ 高齢者施設等に整備する非常用設備等の整備について

- ・ 高齢者施設等については、日常生活上の支援が必要な方が多数利用していることから、災害時においてもその機能を維持できるよう必要な対策を講じることが重要であるため、非常用自家発電設備・給水設備（「非常用設備等」という。以下同じ。）の整備を推進することとしている。
- ・ なお、これらの設置場所については、津波や浸水等の水害や土砂災害等に備え、立地場所のハザードマップ等を勘案の上、重量に見合った設置場所の強度にも留意しつつ、屋上等の被災しにくい場所に設置する等、非常用設備等が非常時に機能を発揮できるようご留意いただきたい。
- ・ 防災基本計画（令和4年6月中央防災会議）において、「病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。」とされていることを踏まえ、飲料水や食料等の確保のみならず、給水設備も含め、非常用設備等については、災害による停電・断水時に非常用設備等を問題なく使用できるよう、各都道府県・市区町村におかれては、高齢者施設等に対し、燃料確保手段の確保、定期的な点検や使用訓練等を行っていただくよう周知をお願いする。

※ 独立行政法人福祉医療機構において、自家発電設備等の導入工事に対して、融資条件の優遇措置を実施している。

【国庫補助金の交付を受ける事業】

融資率 95%（施設本体を含む）

貸付利率 基準金利同率（措置期間中無利子）（注）

【上記以外の事業】

融資率 95%（注）

貸付利率 基準金利同率（注）

（注） 自家発電設備部分及び給水設備部分のみ

○ 社会福祉施設等に整備する非常用設備等の耐震性

- ・ 本交付金を活用して高齢者施設等に整備する非常用設備等については、地震による停電時等に有効に機能するために、地震時に転倒することなどがなないように耐震性を確保する必要があるため、都道府県・市区町村にお

かれては、事業主体に対して、非常用設備等の耐震性を確保する必要があることや、耐震性が確保されていることが確認できる資料を整備しておくよう周知徹底をお願いします。

- 太陽光など自然エネルギーを活用した発電設備の整備について
 - ・ 本交付金における非常用自家発電設備整備事業について、太陽光など自然エネルギーを活用した発電設備など平時を含めた使用が想定されるものは、原則、補助対象外としているところであるが、太陽光発電の設置に活用できるメニューとしては、下記の補助事業が考えられるので、御了知いただきたい。

【太陽光発電の設置に活用できるメニュー】

- 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
 - ・ 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（定員 29 名以下の小規模施設が対象）
- 地域医療介護総合確保基金
 - ・ 地域密着型サービス等整備等助成事業（定員 29 名以下の小規模施設が対象）※整備時に合わせて実施
 - ・ 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業（定員 30 人以上の大規模施設が対象）

（3）特別養護老人ホームにおける特例入所の適切な運用について

特別養護老人ホームへの入所申込者の状況については、今年度、厚生労働省による調査及び老人保健健康増進等事業（老健事業）に基づく調査を実施したところ。自治体の皆様のご協力に感謝申し上げます。

令和 4 年 12 月 20 日に社会保障審議会介護保険部会において取りまとめられた「介護保険制度の見直しに関する意見」において、特例入所については、地域によってばらつきがあるとの報告もあることや、特別養護老人ホームが在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化されている趣旨等を踏まえ、改めて、特例入所の趣旨の明確化を図るなど、地域における実情を踏まえた適切な運用を図ることが適当であるとされたところ。

「特別養護老人ホームの入所申込者の実態把握に関する調査研究」（令和 4 年度老人保健健康増進等事業）の速報値によると、市町村における特別養護老人ホームの稼働状況は、半数近くの市町村が「基本的に全ての施設で満員」と回答している一方、一部の市町村は「施設や時期によっては空きがある」と回答している。また、10.7%の市町村が、特例入所について「指針が定められておらず、運用されていない」あるいは「指針は定められているが、実質的に運用されていない」と回答している。

これを踏まえて、今年度中に、指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針の作成・公表に関する留意事項通知の改正を行う予定である。通知改正について御

令和4年度介護施設等の整備に関する事業見込量等調査② (事業別・都道府県別の令和4年度執行予定)

区分	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県
1. 地域密着型サービス等整備助成事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
うち介護施設等の合築等	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○
うち空き家を活用した整備	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
うち介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備	○	○	-	○	-	○	-	○	-	○	○	-	-	○	-
うち災害レッドゾーンに所在する老朽化した広域型介護施設の移転改築整備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2. 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
うち大規模修繕の際の介護ロボット・ICT導入支援	○	○	-	○	-	○	-	○	○	-	○	-	○	○	○
3. 定期借地権設定のための一時金の支援事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4. 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5. 民有地マッチング事業	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
6. 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業	○	○	-	○	-	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○
7. 介護職員の宿舎施設整備事業	○	○	-	○	○	○	-	○	○	○	○	-	○	○	○

※令和4年12月21日集計時点

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

令和5年度予算案(令和4年度当初予算額)：12億円(12億円)

高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、スプリンクラー設備等の整備、耐震化改修・大規模修繕等のほか、非常用自家発電・給水設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修の対策を講じる。

① 既存高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業

※赤字が令和5年度拡充分

○ 高齢者施設等については、火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所しているため、消防法令の改正に伴い、新たにスプリンクラー設備等の整備が必要となる施設に対して、その設置を促進

施設種別	補助率	上限額	下限額
軽費老人ホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊を伴う事業、介護医療院(令和6年度まで実施)	定額補助	○スプリンクラー設備(1,000㎡未満) ・スプリンクラー設備を整備する場合 9,710円/㎡ ・消火ポンプユニット等の設置が必要な場合 9,710円/㎡+2,440千円/施設	なし
※上記施設種別(介護医療院を除く)のうち、定員のうち要介護3～5の入居者が半数以上を占める場合等、「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」に該当する施設を除く		○自動火災報知設備 1,080千円/施設(300㎡未満) ○消防機関へ通報する火災報知設備 325千円/施設(500㎡未満)	

② 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

※「等」には、非常用自家発電設備の設置も含まれる。

○ 高齢者施設等の利用者等の安全・安心を確保するため、耐震化改修、水害対策に伴う改修等や施設の老朽化に伴う大規模修繕等(※)を促進

施設種別(※「小規模」とは、定員29人以下のこと。以下同じ)	補助率	上限額	下限額
小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模ケアハウス、小規模介護医療院	定額補助	1,540万円/施設	80万円/施設
小規模養老老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等		773万円/施設	ただし、非常用自家発電設備はなし

③ 高齢者施設等の非常用自家発電・給水設備整備事業・水害対策強化事業

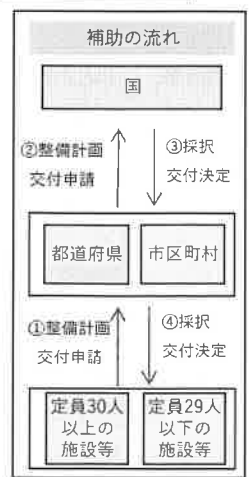
○ 高齢者施設等が、災害による停電・断水時にも、施設機能を維持するための電力・水の確保を自力でできるよう、非常用自家発電設備(燃料タンクを含む)、給水設備(受水槽・地下水利用給水設備)の整備、水害対策に伴う改修等を促進

施設種別	補助率	区分	上限額	下限額
非常用自家発電設備(ⅰ) 水害対策に伴う改修等(ⅱ)	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	ⅰ なし ⅱ なし	総事業費500万円/施設 総事業費80万円/施設
給水設備	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院 小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模軽費老人ホーム、小規模養護老人ホーム、小規模介護医療院 認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	なし	総事業費500万円/施設 なし

④ 高齢者施設等の安全対策強化事業・換気設備設置事業

○ 災害によるブロック塀の倒壊事故等を防ぐため、高齢者施設等における安全上対策が必要なブロック塀等の改修を促進。
また、風通しの悪い空間は感染リスクが高いことから、施設の立地等により窓があっても十分な換気が行えない場合等にも定期的に換気できるよう、換気設備の設置※を促進。 ※地域医療介護総合確保基金を活用して令和2年度第1次補正予算から実施していた事業を移管

施設種別	補助率	上限額	下限額
ブロック塀等の改修	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、老人デイサービスセンター等	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	なし
換気設備	入所系の介護施設・事業所	定額補助	4,000円/㎡



「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)に基づき、高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、耐震化改修のほか、非常用自家発電の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修の対策を講じる。

① 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

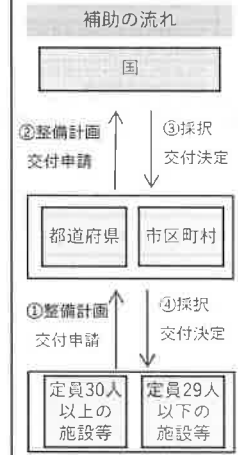
○ 高齢者施設等の利用者等の安全・安心を確保するため、耐震化改修、非常用自家発電設備の設置や水害対策に伴う改修等を促進

施設種別 (※「小規模」とは、定員29人以下のこと。以下同じ)	補助率	上限額	下限額
小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模ケアハウス、小規模介護医療院	定額補助	1,540万円/施設	80万円/施設
小規模養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等		773万円/施設	ただし、非常用自家発電設備はなし

② 高齢者施設等の非常用自家発電・水害対策強化事業

○ 高齢者施設等が、災害による停電時にも、施設機能を維持するための電力の確保を自力でできるよう、非常用自家発電設備の設置、水害対策に伴う改修等を促進

非常用自家発電設備 (i) 水害対策に伴う改修等 (ii)	施設種別	補助率	区分	上限額	下限額
	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	i	なし	総事業費500万円/施設
			ii	なし	総事業費80万円/施設



③ 高齢者施設等の安全対策強化事業

○ 災害によるブロック塀の倒壊事故等を防ぐため、高齢者施設等における安全上対策が必要なブロック塀等の改修を促進

施設種別	補助率	上限額	下限額
ブロック塀等の改修	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	なし	なし

【参考】「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定) (抜粋)

第2章 重点的に取り組むべき対策

1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策

(1) 人命・財産の被害を防止・最小化するための対策

・社会福祉施設等の耐災害性強化対策(耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策) (厚生労働省)

特別養護老人ホームの重点化

○ 平成27年4月より、原則、特養への新規入所者を要介護3以上の高齢者に限定し、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化。【既入所者は継続して入所可能】

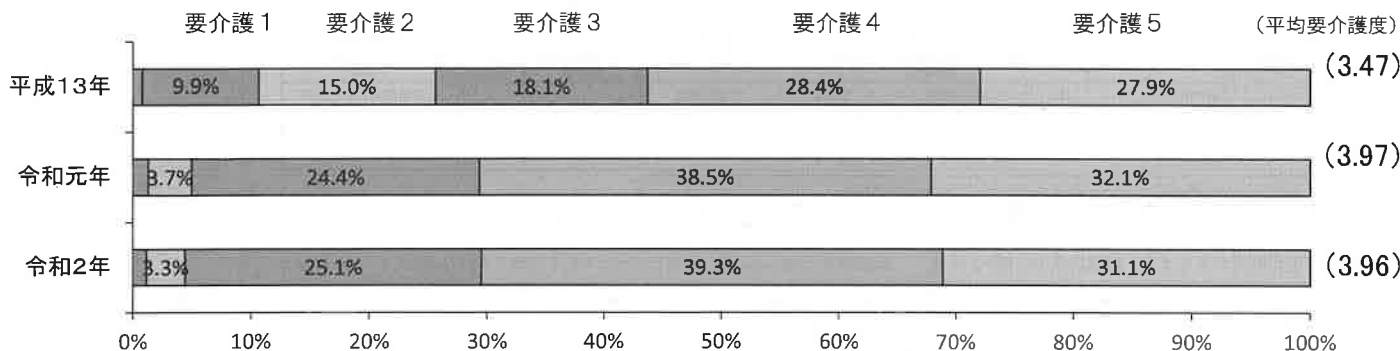
○ 他方で、要介護1・2の方についても、やむを得ない事情により、特養以外での生活が困難であると認められる場合には、市町村の適切な関与の下、特例的に、入所することが可能。

【要介護1・2の特例的な入所が認められる要件(勘案事項)】

- 認知症であることにより、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、在宅生活が困難な状態。
- 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られ、在宅生活が困難な状態。
- 家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心確保が困難な状態。
- 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が十分に認められないことにより、在宅生活が困難な状態。

要介護度別の特養入所者の割合

◀ 施設数：10,799施設 サービス受給者数：63.6万人 (令和3年度) ▶ ※介護給付費等実態統計(12月審査分)



※介護給付費等実態統計(旧：介護給付費実態調査)年次累計

【事故報告について】

介護サービス事業所における事故等発生時に係る対応及び報告方法等について

本市での介護サービス事業所における事故等発生時に係る対応及び本市への報告方法等については、過去に通知したとおり対応いただいているところであるが、令和5年度以降も同様の取り扱いとするため、改めて下記に掲載する。確認いただいた上で、引き続きご対応願いたい。

記

- 1 介護サービス事業所における事故等発生時に係る対応については、栃木県からの通知（令和3年3月30日付け高対第1377-1号「介護サービス事業所における事故等発生時に係る対応について（通知）」）に基づき行うこと。

【別添資料：3-1】

- 2 本市へ事故報告書を提出する際は、従来の方法（直接持参または郵送）に加えて、電子メールによる提出を可能とする。ただし、電子メールにより提出する場合は、事故報告書（Excel ファイル）にパスワードを設定して暗号化するなど、個人情報保護を保護した上で送付すること。
- 3 事故発生後、遅くとも5日以内を目安に事故報告の第1報を提出いただくことから、電話による事前の事故報告は原則不要とする。ただし、今後利用者またはその家族等との間でトラブル等に発展する可能性があり、事業所として何らかの対応が見込まれる可能性があるなど、早急に情報共有が必要となる場合は、この限りでない。

※事故報告書様式は、市ホームページに掲載している。

《掲載場所》

トップページ > 組織でさがす > 保健福祉部 > 高齢介護課 > 介護保険関係等申請様式 > 21. 事故報告書

《該当ページの URL》

<https://www.city.tochigi.lg.jp/soshiki/28/460.html>

参考：令和4年度（R4.4月～R5.2月）事故報告結果まとめ

令和4年4月から令和5年2月末までに本市宛て事故報告書の提出があった計194件の事故の内、事故の種別として最も多かったのは、転倒による事故（96件）、次に転落（14件）、新型コロナウイルス感染症のクラスター等の発生（11件）、誤薬・与薬漏れ（6件）だった。

事故時の対応における好事例

・事故後、施設の管理者から利用者家族にすぐに電話連絡し、事故発生時の正確な状況、本人の怪我等の様子、受診の必要性等について説明するとともに、サービスを利用中に事故が発生したことへの遺憾の意を示すために謝罪をした。

・早朝、転倒し頭部からの出血している入所者を発見した宿直職員が看護師にオンコールし、救急搬送の支持を受け救急搬送するとともに家族に連絡。頭部CTを撮る等適切な処置を受けることができ、後遺症なく退院された。

事故防止が入所者の命に係わる重大な取り組みであることを認識し、事故やヒヤリハットの原因を深く検証し、実効性のある再発防止策を検討・実践し、その効果を検証するといった一連のサイクルの確立を図り、再発防止につなげていただきたい。

(別紙)

介護サービス事業所における事故等発生時に係る対応について

R3. 4. 1 栃木県保健福祉部高齢対策課

1 介護保険法における事故報告の位置づけ

介護保険指定事業者は、事故発生時には、速やかに市町などに連絡を行うとともに、利用者の生命・身体の保護のため適切な対応をとらなければなりません。

指定〇〇事業者は、利用者に対する指定〇〇の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 11 年厚生省令第 37 号))

2 事故報告の対象

基本的な事故報告の流れは、介護サービス事業所→市町→高齢対策課となります。

事業所の所在地と利用者の保険者(市町)が異なる場合は、両方の市町へ事故報告をしてください。

この時、別添「事故報告書」による報告を原則としてください。

第1報は、少なくとも報告様式内の1から6の項目までについて可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出してください。

介護サービス事業所から市町への報告について、対象となる事故等の範囲は、次のように取り扱うこととしますが、必要に応じて報告先の市町へ御確認ください。

① サービスの提供による利用者の怪我又は死亡事故の発生 (※)

② 食中毒及び感染症、結核の発生

(サービス提供に関連して発生したと認められる場合。なお、関連する法令に届出義務がある場合には、これに従うこと)

③ 職員(従業者)の法令違反、不祥事の発生(利用者の処遇に影響がある場合)

④ 利用者又はその家族等に係る個人情報の漏洩の発生

⑤ その他報告が必要と認められる事故等の発生

※ ①の取扱いについて

注1)「サービスの提供による」とは、送迎・通院等の間の事故を含む。

注2) 怪我の程度については、医師(施設の勤務医、配置医を含む)の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となったものは、原則として全て報告すること。

注3) 事業所側の過失の有無は問わない。利用者の過失によるけがであっても、注2に該当する場合は報告する。

注4) 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生ずる可能性があるときは、市町へ報告する。

3 事故再発防止のための改善策に関する報告

事故が起きてしまったら、同じような事故を繰り返さないためにも、全職種が参加する職員会議などの機会に原因解明を行うとともに、再発防止策について話し合ってください。

また、その検討結果について、事故報告先の市町へ提出してください。

指定〇〇事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。
(指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について (H11. 9. 17 老企第 25 号))

※ 市町では、事業所からの事故報告を受けて、必要に応じ現地調査を行い、再発防止に向けた指導を行います。

※ 県では、市町を通じて提出された改善報告について、事業所に対して詳細を確認することがあります。

介護保険サービス事業者様へのお願い

問合せ等は、下記担当に直接ご連絡ください。

〔高齢介護課：高齢福祉係、介護保険係、介護認定係

〕地域包括ケア推進課：地域包括ケア推進係、栃木地域包括支援センター係他

- | | | |
|---|---|---|
| 1 要介護・要支援認定について
介護認定係へ | → | 市 高齢介護課 介護認定係
電話：21-2253 |
| 2 総合事業について
地域包括ケア推進課へ | → | 市 地域包括ケア推進課
地域包括ケア推進係 電話：21-2244
栃木中央包括支援センター係 電話：21-2245 |
| 3 総合相談、要介護・要支援認定の相談、
介護予防支援・介護予防ケアマネジメント等
各地域・地区包括支援センターへ | → | 栃木中央包括支援センター係 電話：21-2245
または、各地域・地区包括支援センター |
| 4 制度改正等 | | |

近年、事業所から各サービスに関する問い合わせが増加している中、その内容には、市へ問い合わせいただくべき内容と県へ問い合わせいただく内容が混在しています。

事業所及び市の双方の円滑な業務遂行のため、改めて問い合わせ先について確認の上、サービスごとの指定権者への問い合わせをお願いします。

なお、問い合わせの際は、法的根拠や国のQ&A等を確認のうえ、事業所内で管理者を交えて協議し、その上で判断が迷う場合に、根拠と推測される内容を示したうえで問い合わせをお願いします。また、回答まで1週間程度お待ちいただく場合があることをご承知おきください。

- | | | |
|---|-----|-------------------------------------|
| ・ 県指定サービス 県高齢対策課 | → | 県 高齢対策課 介護サービス班
電話：028-623-3149 |
| ・ 市指定サービス 居宅介護支援事業所
地域密着型サービス | } → | 市 高齢介護課 介護保険係
電話：21-2251 |
| ・ 市指定サービス 総合事業 | → | 市 地域包括ケア推進課
地域包括ケア推進係 電話：21-2170 |
| ・ 請求関係 市に確認が必要なもの以外
(請求システムについてはお使いのメーカーへ) | → | 県 国保連
電話：028-643-5400 |

